資料2-1

観音寺市立豊浜こども園保護者会会則

（名称）
第１条　本会は、観音寺市立豊浜こども園保護者会という。

（事務局）
第２条　本会の事務局は、観音寺市立豊浜こども園内に置く。

（目的）
第３条　本会は、会員相互の親睦とこども園と家庭の連絡を密にし、協力して教育・保育に関する理解と向上に努め、園児の健康と福祉増進に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　本会は、第３条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)　教育・保育の振興を図るための事業
(2)　こども園と家庭の密接な連携を図り、合わせて家庭教育・社会教育の向上をめざす事業
(3)　その他、目的を達成するために必要と認めた事業

（会員）
第５条　本会は、観音寺市立豊浜こども園在園児の保護者（以下会員という。）をもって組織する。

（役員）
第６条　本会に次の役員を置く。
(1)　会　　長　　１名
(2)　副 会 長　　４名（内、１名は園長）
(3)　会計監査　　２名（クラス役員から選出）
(4)　幹　　事　　クラス役員（クラスから１～２名選出）
(5)　庶　　務　　１名（副園長）
(6)　会　　計　　１名（副園長）
２　役員は、各クラスから選出し、総会において承認を得るものとする。

（役員の責務）
第７条　会長は、会務を総理し、本会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
副会長のうち１名は園長を充てる。
３　会計監査は、本会の会計を監査する。
４　幹事は、会長の命を受けて本会の運営を補佐する。
５　庶務は、会長の命を受けて庶務の事務を管掌する。
６　会計は、会長の命を受けて会計を管掌する。

（役員の任期）
第８条　役員の任期は１年とし、再任は妨げない。
２　欠員が生じたときは、役員の補充をし、前任者の残余期間とする。

（会議）
第９条　本会に次の会議をもち会長が招集する。
(1)　総会
(2) 役員会
２　総会は年１回開催し、役員会は必要と認められた時に開催する。
３　総会は、会員の３分の２以上の出席がなければ、開会することができない。
４　総会の議決は、会員の３分の２以上の賛成で成立する。
５　役員会は会長が必要と認めた時と、会員３分の１以上の要請があった時に開催する。

（会計）
第 10 条　本会の経費は、会費をもってこれに充てる。
(1)　会員の会費は、園児１人当たり月額　５００円とする。
(2)　年度途中に入園する場合は、入園する月から会費を徴収する。
(3)　年度途中に退園する場合は、退園する月まで会費を徴収する。この場合において前納した会費は返金する。
(4)　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（慶弔）
第 11 条　会員及び園児に、次の事由が生じた時は、それにより慶弔の意を表すものとする。
(1)（会員死亡の場合）
お悔み金５，０００円とする。
(2)（園児の場合）
園児が、１カ月以上にわたり入院療養を要する時は、見舞金３，０００円を贈る。
園児死亡の場合は、お悔み金１０，０００円とする。
(3)　会員及び園児の慶弔においては、返礼をしない。

（その他）
第 12 条　本会則に定めるもののほか必要な事項は、役員の承諾を得て会長が定める。

附　則
この会則は、令和６年４月１日から施行する。